

漏えい報告が義務化されます

令和4年4月1日より、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（下記1～4）に、**個人情報保護委員会への報告**及び**本人への通知**が必要となります。

1 要配慮個人情報

が含まれる場合

（事例1）病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

（事例2）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

2 財産的被害

が生じるおそれがある場合

（事例1）ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

（事例2）送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

3 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した場合

（事例1）不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

（事例2）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

（事例3）従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4 1,000人を超える漏えい等が発生した場合

（事例）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

漏えい報告については、個人情報保護委員会のHPから受け付けています。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission